

○法務省令第五十号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月十日

法務大臣 鈴木 馨祐

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
活動	基準	活動	基準
法別表	申請人が次のいずれにも該当していること	法別表	申請人が次のいずれにも該当していること
第一の	。	第一の	。
二の表	一 「略」	二の表	一 「同上」
の経営	二 申請に係る事業の規模が次のいずれに	の経営	二 申請に係る事業の規模が次のいずれか
・管理	も該当していること。	・管理	に該当していること。
の項の	イ その経営又は管理に従事する者以外	の項の	イ その経営又は管理に従事する者以外
下欄に	に本邦に居住する常勤の職員（法別表	下欄に	に本邦に居住する二人以上の常勤の職
掲げる	第一の上欄の在留資格をもつて在留す	掲げる	員（法別表第一の上欄の在留資格をも
活動	る者を除く。）が従事して営まれるも	活動	つて在留する者を除く。）が従事して

のであること。

ロ 申請に係る事業の用に供される財産の総額（資本金の額及び出資の総額を含む。）が三千万円以上であること。

「号の細分を削る。」

三|| 申請に係る事業の経営を行い、又は当

該事業に従事する者（非常勤の者を除く

。）のうちいずれかの者が、高度に自立

して日本語を理解し、使用することがで

きる水準以上の能力を有している者であ

って、かつ、申請人が当該事業の経営を

行い又は当該事業の管理に従事する時に

営まれるものであること。

ロ 資本金の額又は出資の総額が五百万円以上であること。

ハ|| イ又はロに準ずる規模であると認め

られるものであること。

「号を加える。」

において、本邦に居住することとしている
ものであること。

四 次のいずれかに該当していること。

イ 経営管理に関する分野又は申請に係
る事業の業務に必要な技術若しくは知
識に係る分野において博士の学位、修
士の学位又は専門職学位（学位規則（
昭和二十八年文部省令第九号）第五条
の二に規定する専門職学位をいい、外
国において授与されたこれに相当する
学位を含む。）を有していること。

ロ 事業の経営又は管理について三年以
上の経験（特定活動の在留資格（法第

「号を加える。」

七条第一項第二号の告示で定める活動のうち本邦において貿易その他の事業の経営を開始するために必要な事業所の確保その他の準備行為を行う活動を含む活動を指定されたものに限る。）をもつて本邦に在留していた期間がある場合には、当該期間を含む。）を有していること。

五 申請人が事業の管理に従事しようとする場合は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

三 申請人が事業の管理に従事しようとする場合は、事業の経営又は管理について三年以上の経験（大学院において経営又は管理に係る科目を専攻した期間を含む。）を有し、かつ、日本人が従事する場合

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。	
	略	同上

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和七年十月十六日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた次に掲げる申請についての処分については、なお従前の例による。

一 出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げ

る活動を行おうとする外国人からされた法第六条第二項の規定による上陸の申請であつて、この省令の施行の際、法第三章第一節又は第二節の規定による上陸の許可の証印をするかどうかの処分がされてい
ないもの

二 法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動を行おうとする外国人からされた法第七条の二第一項の規定による在留資格認定証明書の交付の申請であつて、この省令の施行の際、交付をする
かどうかの処分がされていないもの

第三条 施行日前に法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動を行おうとして法第七条の二第一項の規定による在留資格認定証明書の交付を受けた者及び前条（第二号に係る部分に限る。）の規定によりなお従前の例によることとされる場合における法第七条の二第一項の規定による在留資格認定証明書の交付を受けた者から施行日以後にされた法第六条第二項の規定による上陸の申請に対する処分については、施行日（前条（第二号に係る部分に限る。）の規定によりなお従前の例によることとされる場合には、当該交付の日における法第七条の二第一項の規定による在留資格認定証明書の交付を受けた者にあつては、当該交付の日）から起算して三月を経過する日までの間は、なお従前の例による。